

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から12年5月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、事業主が厚生年金保険料の会社負担分を少なくするため、故意に標準報酬月額を引き下げていたことが分かった。

給料支払明細書は無いが、既に記録訂正された同僚がいるので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年1月から同年4月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、B市が発行した平成13年度市県民税（所得）証明書において推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、19万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年4月から11年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録において、10年4月1日付

け（処理日は、平成 10 年 6 月 18 日）の随時改定（以下「当該随時改定」という。）により、19 万円から 13 万 4,000 円に、同年 10 月 1 日付けの定時決定により、13 万 4,000 円から 12 万 6,000 円にそれぞれ減額されていることが確認でき、このことに関し、事業主は、厚生年金保険料の滞納があったため、申立人を含む 29 人の従業員について実際の給料より低い報酬月額を届け出たと供述している。

また、申立期間当時、A 社に勤務していた同僚 2 人は、当該随時改定により標準報酬月額が減額されていること、及び提出された給料支払明細書の厚生年金保険料控除額が当該随時改定後の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことから、申立てに係る厚生年金保険料控除については、平成 12 年 1 月から同年 4 月までの期間を除き、これを確認できる資料は無いが、事業主の供述及び上記同僚における保険料控除の状況から、申立期間のうち 10 年 4 月から 11 年 12 月までの期間において、申立人の主張する標準報酬月額（19 万円）に見合う保険料が控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、事業主の供述及び当該随時改定前の標準報酬月額から 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準報酬月額（19 万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年10月1日まで  
ねんきん定期便により、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が低くなっていることに気が付いた。

給与支給明細書を提出するので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、昭和62年10月から63年1月までの期間及び同年3月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

また、昭和63年2月については、給与支給明細書等の報酬月額を確認できる資料は無いが、当該月の前後の給与支給明細書において保険料控除が確認できることから、当該月においても同額の保険料控除があったものと認めら

れ、同年2月の標準報酬月額は、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めている上、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（昭和62年8月1日現在）により、9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことが確認できることから、事業主は、申立人に係る給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 962

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を39万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

ねんきん定期便を見ると、A事業所に勤務していた申立期間について、支給された賞与の記録が無いことが分かった。

しかし、平成18年12月度賞与明細を所持しており、申立期間の厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細及びA事業所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(39万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額(39万3,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年11月1日から21年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と違っている。給与明細書を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与明細書から、申立人の主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで  
ねんきん定期便により、申立期間が国民年金に未加入となっていることが分かった。

しかし、申立期間について、国民年金に加入し国民年金保険料を納付したことを示す領収印のある納付書・領収証書を保管しており、保険料を還付された記憶は無く、未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を昭和 51 年 4 月 26 日に一括して過年度納付したことは、申立人が所持する納付書・領収証書により確認できるものの、特殊台帳及び申立人が居住していた市が保管する収滞納一覧表によると、申立人は、44 年 1 月に国民年金の被保険者資格を喪失してから、50 年 12 月に任意加入被保険者資格を取得するまでの期間が未加入期間となっており、未加入期間である申立期間の保険料は納付できないことから、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、特殊台帳の備考欄を見ると、申立期間を含む国民年金保険料の還付対象期間が昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までであること、及び当該期間の還付金額が 6 万 2,250 円であることが確認でき、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、還付された記憶が無いというほかに国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から53年3月まで

昭和46年6月に結婚し、結婚を契機に、妻が集金人に夫婦の国民年金保険料を納付していたのに、妻の保険料のみ納付となっており、私の保険料が未納となっている。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者検認記録票によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月頃に払い出され、43年\*月\*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認されるが、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち46年6月から51年9月までは、時効により納付できない期間であったと推認される。

また、申立人は、昭和46年6月の結婚を契機に、申立人の妻が集金人に夫婦の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者検認記録票によると、申立期間直後の53年4月から同年12月までの各月の欄に、現年度納付(検認)を示す「検3」の検認印があること、及び特殊台帳によると、同年12月の保険料は付加保険料を併せて納付していることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された54年1月頃に53年4月から同年12月までの保険料が納付されたものと推認される上、54年1月から55年3月までの保険料は同年6月26日に過年度保険料として「追納」され、同年4月から同年6月までの保険料は56年7月16日に過年度保険料として「現納」されていることが記載されていることか

ら、当該手帳記号番号が払い出された54年1月以降に、申立期間直後の期間の保険料から納付し始めたと考えるのが自然であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻から聴取しても、国民年金の加入及び保険料の納付方法等について記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 964

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 15 日から 63 年 4 月 1 日まで

年金事務所に年金記録の照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。当該期間に厚生年金保険に加入していたことを証明できる資料等を捜していたところ、昭和 60 年 6 月 5 日に子供が A 病院に入院した際に利用した診察券が見付かり、同病院に、診察券を使用した際の被保険者証について確認すると、当該被保険者証の記号番号が「\*」の私が経営していた B 社の健康保険被保険者証であることが分かった。

申立期間当時は、子供も幼く、当該期間以前に勤務していた会社を退職して 5 年間も無保険であることは考え難く、健康保険と同時に厚生年金保険にも加入していたと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた B 社は、昭和 59 年 5 月 15 日に設立されたことが、同社の商業登記簿謄本により確認できるものの、オンライン記録及び事業所払出簿によると、同社は、63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる

また、申立人は、「B 社の設立当時は、妻と二人で経営し、昭和 62 年 7 月以降従業員一人を雇用した。」と述べているところ、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 4 月 1 日に、申立人、その妻及び 62 年 7 月から勤務していたとする従業員一人が、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該従業員は、「昭和 63

年4月に厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入していた。」と述べており、同従業員が同社に勤務し始めた62年7月から63年3月まで国民年金に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人は、A病院で発行された申立人の子供の診察券は、B社の健康保険被保険者証(\*)を使用して、発行されたと主張しているところ、同病院では、現在残っている申立人の子供に係る診察券のデータは、昭和63年12月以降のものであり、同社の健康保険被保険者証による初診日等については不明であるとしている上、申立人が居住する市における申立人の国民健康保険の加入時期についても不明であり、申立人が同社で健康保険に加入していたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。